七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山の手一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十四年国土交通省告示第六百三十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県天草市本渡町本渡
字下十満　一四八番一
一号から三号まで
字工田　二〇六番二地先道路敷　四号

○関東地方整備局告示第三百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十七年八月十二日
関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百四十六号　伊勢原市上粕屋字秋山三〇九六番一から同市上粕屋字秋山三〇九七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月十二日

○中部地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十七年八月十二日
中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三島市山中新田字願合寺山三七三番一から同市山中新田字願合寺山三七三番二まで	前	一一・三一～三七・四九メートル	〇〇・一五六キロメートル
	後	一四・二三～四一・八二メートル	〇〇・一五六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年八月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年八月十二日
中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三重県多気郡大台町神瀬字深谷六番二から同町神瀬字深谷五三番一まで	前	八・二一～一五・八三メートル	〇〇・一七三キロメートル
	後	一〇・〇九～一七・九〇メートル	〇〇・一七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
次郎丸川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県菊池市雪野
字柱松　一七四〇番一地先道路敷　一号から五号まで
一七四二番一　六号
一七五二番二　七号
一七五〇番　八号
一七四四番　九号
一七四〇番一　十号から二十号まで

国会事項

衆議院

質問書提出

八月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
中国の南シナ海等に対する認識に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
自衛隊による核兵器の輸送と広島平和記念式典における非核三原則への言及に関する質問主意書（山井和則提出）

参議院

質問主意書提出

八月十日議員から次の質問主意書が提出された。
我が国における難民認定の状況に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第二三三号）
子ども・被災者支援法の基本方針改定に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第二三四号）

質問主意書転送

八月十日次の質問主意書を内閣に転送した。
嘉手納飛行場返還跡地内のダイオキシン汚染に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二三〇号）
日本銀行の量的・質的緩和が地域金融機関へもたらす影響に関する再質問主意書（大久保勉提出）（第二三一号）
社会保障と税の一体改革に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第二三二号）

人事異動

内閣

（財務省大臣官房付）財務事務官　向井　治紀
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房社会保障改革担当室審議官を命ずる
内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室長代理を命ずる
内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室次長を命ずる

（同）同　向井　治紀
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房社会保障改革担当室審議官を免ずる
内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室長代理を免ずる
内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室次長を免ずる
（総務省大臣官房付）総務技官　柳島　智
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター））に転任させる
（内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター））内閣事務官　柳島　智
内閣官房副長官補付に併任する
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　奥山　剛
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター））に併任する
（外務省大臣官房）外務事務官　島田　丈裕
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長を命ずる
（同）同　堀内　俊彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を命ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター））内閣事務官　奥山　剛
内閣官房副長官補付に併任する
内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室参事官を命ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター））（併）内閣官房副長官補付）同　本間　祐次
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（外務省大臣官房）外務事務官　實生　泰介
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長を免ずる